

目次

はじめに 公共施設景観形成マニュアルとは	1
公共施設景観形成マニュアル策定の目的	1
公共施設景観形成マニュアルの位置付け	
公共施設景観形成マニュアルの構成	2
第1章 マニュアルの仕組みについて	3
1 方針	
八王子市の公共施設による景観づくりの方針	3
2 適用範囲	
適用範囲の考え方	4
マニュアルの対象となるもの	
本マニュアルの使用者	5
マニュアルを適用する公共施設ごとの範囲	6
マニュアルを適用する地域について	9
重点地区の範囲	10
3 景観適合協議	
景観適合協議の対象となる公共施設	13
景観適合協議の手続き	15
4 適用除外	17
第2章 八王子市がめざす公共施設像	19
1 道路	20
2 橋梁	22
3 河川・水路	24
4 公園・緑地	27
5 公共建築物	31
6 公共サイン	36
第3章 基本ルール（景観標準仕様）	39
1 道路	40
2 橋梁	47
3 河川・水路	50
4 公園・緑地	53
5 公共建築物	59
資料編	67
1 景観適合協議 別紙対象路線（重点地区）	68
2 景観適合協議 別紙路線（幹線1級・2級・その他対象路線）	70